

「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成13年7月1日公示第3号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成31年4月1日

豊橋税関支署長 佐藤正行

記

1. 記1の表中

「

| 外 国 往 来 船 | 交 通 経 由 場 所 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| (10) 日新製鋼棧橋にけい留する船舶 | 日新製鋼株式会社衣浦製造所正門守衛室ゲート前通路 |
| (13) 中電碧南火力揚炭棧橋南及び北にけい留する船舶 | 中部電力株式会社碧南火力発電所貯炭場保安室前通路 |
| (14) 中電碧南副資材岸壁AからFまでにけい留する船舶 | 中部電力株式会社碧南火力発電所副資材岸壁保安用フェンスの開門ゲート |

」を

「

| 外 国 往 来 船 | 交 通 経 由 場 所 |
|--|---------------------------------------|
| (10) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所棧橋にけい留する船舶 | 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所正門守衛所ゲート前通路 |
| (13) 株式会社 J E R A碧南火力揚炭棧橋南及び北にけい留する船舶 | 株式会社 J E R A碧南火力発電所貯炭場保安室前通路 |
| (14) 株式会社 J E R A碧南副資材岸壁AからFまでにけい留する船舶 | 株式会社 J E R A碧南火力発電所副資材岸壁保安用フェンスの開門ゲート |

」に

改める。

2. 記2の表中

「

| 場所の名称 | 所在地 | 備考 |
|---|-----------------|----|
| (6) 日新製鋼桟橋 | 碧南市浜町1番地 | |
| (8) 中電碧南火力揚炭南及び北各桟橋並びに中電碧南副資材AからFまでの各岸壁 | 碧南市港南町二丁目2番、10番 | |

」を

「

| 場所の名称 | 所在地 | 備考 |
|---|-----------------|----|
| (6) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所桟橋 | 碧南市浜町1番地 | |
| (8) 株式会社 J E R A 碧南火力揚炭南及び北各桟橋並びに株式会社 J E R A 碧南副資材AからFまでの各岸壁 | 碧南市港南町二丁目2番、10番 | |

」に

改める。

附 則

この公示は、平成31年4月1日から施行する。